

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 外部監査の対象とした特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

指定管理者制度の事務の執行及び当該制度に関連する公の施設の管理運営について

（2） 監査対象機関

	公の施設	指定管理者	県所管部局
1	群馬ヘリポート	(株)日本空港コンサルタンツ・大成サービス(株)連合体	県土整備部交通政策課
2	つつじが岡公園（花山部分を除く）	(財)群馬県公園緑地協会	県土整備部都市計画課
3	群馬の森	グリーンクラフトマン(株)	県土整備部都市計画課
4	新玉村ゴルフ場	金井興業(株)	企業局財務管理課
5	高崎城址地下駐車場	(財)高崎市都市整備公社	企業局財務管理課
6	群馬県総合スポーツセンター	(財)群馬県スポーツ振興事業団	教育委員会スポーツ健康課
7	その他指定管理者制度導入47施設		担当部局
8	全般的事項		総務部総務課

3. 監査対象期間

主として平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成20年度分についても監査対象とした。

4. テーマ選定の理由

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され指定管理者制度が導入されることとなった。この結果、施行日から3年経過後の平成18年9月1日までに、全ての公の施設について、廃止（移管、譲渡含む）、指定管理者制度への移行、直営のいずれかの選択が迫られることになり、群

馬県では平成 18 年 4 月から指定管理者制度が 53 施設に導入され、群馬へりポートにおける指定管理取り消し問題(平成 18 年 10 月)もある中で、平成 20 年 4 月 1 日現在まで、公の施設 210 施設中 53 施設に指定管理者制度が導入されている状況にある。

指定管理者制度の導入は、住民サービスの向上・管理経費の削減を目的としており、延いては地域の振興・活性化および行政改革の推進効果が期待されており、群馬県においても、その適正な導入・運用が望まれるところである。

については、群馬県における指定管理者制度が適切な判断の基に導入され、その運用が有効かつ効率的になされているかどうかを、本格移行後 2 年以上を経過した現段階で監査することは時宜にもかない、意義のある事項であると判断した。

5 . 監査の視点

- (1)指定管理者の選定手続は適正に行われているか。
- (2)選定が非公募方式を採った施設について、非公募であることについて合理的な理由が存在するか。
- (3)地方自治体や県の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、制度の趣旨(民間ノウハウの活用等)を充足しているか、また、外郭団体等の管理運営能力内容に問題が無いか(場合によっては往査あり)。
- (4)指定期間は妥当であるか。
- (5)協定書の内容は妥当であるか。
- (6)協定書に則った管理が指定管理者によって有効かつ効率的になされているか。
- (7)事業運営に対して適切な指導監督が行われているか。
- (8)指定管理者からの事業報告書に対して適切な評価が行われているか。

6 . 主な監査手続

- (1)指定管理者選定手続きの適正性については、関係諸法令の吟味、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (2)非公募方式の合理性については、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (3)外郭団体等の適格性については、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (4)指定期間の妥当性については、関係諸法令の吟味、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (5)協定書の内容の妥当性については、関係諸法令の吟味、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (6)指定管理者の管理の有効性・効率性については、現場視察・現品実査、台帳との照合、質問、資料の吟味・分析により検討。
- (7)事業運営についての指導監督の適切性については、関係諸法令の吟味、質問、資料の吟味・分析により検討。

(8)事業報告書に対する評価の適切性については、関係諸法令の吟味、質問、資料の吟味・分析により検討。

7. 外部監査の実施期間

- ・ 平成 20 年 4 月 28 日～平成 21 年 3 月 12 日
- ・ 往査施設の主たる往査期間
 - 高崎城址地下駐車場 平成 20 年 8 月 21 日～22 日、11 月 17 日
 - 群馬ヘリポート 平成 20 年 8 月 27 日～29 日、11 月 10 日
 - 新玉村ゴルフ場 平成 20 年 9 月 4 日～5 日、11 月 17 日
 - 群馬県総合スポーツセンター 平成 20 年 9 月 9 日～10 日、11 月 21 日
 - 群馬の森 平成 20 年 9 月 16 日～17 日、11 月 10 日
 - つつじが岡公園（花山部分を除く）平成 20 年 9 月 29 日～30 日、11 月 10 日
- ・ 往査対象外 47 施設のヒアリング期間 平成 20 年 10 月 24 日～11 月 11 日
平成 21 年 3 月 4 日
- ・ 総務部総務課ヒアリング 平成 20 年 12 月 25 日 平成 21 年 3 月 12 日

8. 包括外部監査人及び補助者

(1)包括外部監査人

公認会計士 田中 誠

(2)補助者

公認会計士 永井 乙彦
公認会計士 松井 理
公認会計士 鈴木 祥浩
公認会計士 廣瀬 信二
公認会計士 猿渡 良太郎
公認会計士 松岡 光弘
公認会計士 赤尾 敬一郎
公認会計士 横山 太喜夫

9. 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

10. その他

(1)この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2

項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
 (2) 報告書の表の内訳金額については、端数処理の関係等で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係等で金額が一致しない場合がある。

(3) 監査報告書の構成イメージ

